

新潟県立大学大学院履修規程

(平成 27 年 4 月 1 日規程第 20 号)

改正 平成27年10月 1 日

改正 平成29年 2 月21日

改正 平成30年 3 月20日

改正 令和 2 年 2 月25日

改正 令和 4 年 1 月18日

改正 令和 5 年 2 月13日

改正 令和 6 年 1 月 9 日

改正 令和 7 年 1 月21日

改正 令和 7 年 6 月17日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第22条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修の登録)

第 2 条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修の登録は、履修届を届け出ることによって行うものとする。

(履修の禁止)

第 3 条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

(授業科目等)

第 4 条 授業科目の種類、配当年次、単位数、必修・選択の別及び修了要件は、別表 1 のとおりとする。

(試験)

第 5 条 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。ただし、実験、実習、演習等については、試験を行わずに成績を定めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことがある。
- 3 受験資格は、あらかじめ履修登録手続の完了した科目について、授業時間数の 3 分の 2 以上出席した場合に認められる。

(成績評価)

第6条 成績の評点は、試験の成績及び平常の成績等を総合して、100点満点で採点する。

- 2 成績の表示は次のとおりとし、A（秀）、B（優）、C（良）及びD（可）を合格とし所定の単位を与える。

評価	評価点
A（秀）	90点以上
B（優）	80点以上90点未満
C（良）	70点以上80点未満
D（可）	60点以上70点未満
F（不可）	60点未満

- 3 前項のほか、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

- 4 不合格になった科目は、改めて再履修することができる。

(追試験)

第7条 所定の試験に欠席した者に対する試験（以下「追試験」という。）は、行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

- 2 前項の規定による追試験は、追試験願に、病気の場合にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては理由書を添付して、指定された期間内に提出しなければならない。

(再試験)

第8条 試験を受験して不合格となった者に対する試験（以下「再試験」という。）は、行わない。ただし、やむを得ない事情により担当教員が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。

- 2 再試験による学修の評価は、69点をもって上限とする。

(不正行為)

第9条 定期試験に不正行為をした者については、学則第39条第1項の規定による懲戒処分のほか、その期間に実施するすべての試験を無効とする。

(他の大学院等において修得した単位の認定)

第10条 学則第26条の規定により他の大学院等において修得した単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しな

なければならない。

(1) 単位認定願

(2) 単位修得証明書（派遣先の大学院等の長の発行するもの）

（入学前の既修得単位の認定）

第11条 学則第27条の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書

(2) 卒業証明書又は在籍証明書（出身大学等の発行するもの）

(3) 成績証明書（出身大学等の発行するもの）

(4) 申請する授業科目について、出身大学等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算・認定に必要な書類

2 本学卒業生において、前項に定める修得単位に算入することができる単位数は、その単位数を除いても、本学の学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たしている場合に限る。

3 学則第27条に定める本学学部生の本大学院入学前の履修要件については、次のいずれかを満たすものとする。

(1) 3年次から直近のセメスター終了の時点で、GPA3.0以上であること。

(2) 学部の授業科目を担当する教員からの推薦書を2通提出すること。なお、推薦書は別に定める。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第11条第３項の規定については、令和６年１月９日から適用する。

(授業科目に関する経過措置)

- 2 令和６年３月31日に在学する者に係る授業科目については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和７年４月１日から施行する。

(授業科目に関する経過措置)

- 2 令和７年３月31日に在学する者に係る授業科目については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和８年４月１日から施行する。

(授業科目に関する経過措置)

- 2 令和８年３月31日に在学する者に係る授業科目については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。